

川西市・猪名川町共催
令和6年度集団指導資料

運営上の留意事項

(メールアドレスの登録、介護サービス情報の公表)

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部保険課

高齢政策課からのお知らせ等について

各種通知・調査については、R6年度より県HPに掲載しておりますので、必ずご確認をお願いします。

- ・厚生労働省・兵庫県からの重要なお知らせや通知等を掲載しておりますので、ご活用をお願いいたします。
- ・情報更新時等は、引き続きメールにてご案内いたしますので、メールアドレスの登録も併せてよろしくお願いいたします。

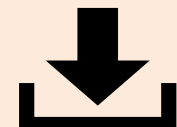
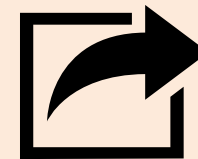
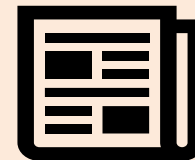
【掲載内容】

厚生労働省・兵庫県からの通知・事務連絡等

災害・感染症等に関するお知らせ

厚生労働省「介護保険最新情報」等

研修・事業・補助制度・臨時的なお知らせ等



【掲載場所】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/announcement.html>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/project.html>

メールアドレスの登録について



各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報をタイムリーにお知らせできるよう、県内全て（政令市・中核市を含む）の高齢者福祉施設及び介護サービス事業所のメールアドレス登録をお願いしています。

※医療みなしの事業所も登録をお願いします。

※登録は、実施サービスごとにお願いします。

支援制度等の案内を見逃すことにつながりかねませんので、積極的な登録をお願いします。

【対象施設及び事業所】

入所系	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所系	通所介護（療養・地域密着型含む）、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
訪問系	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
その他	居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

【登録方法】

スマートフォン二次元コード

下記パソコンURLもしくはスマートフォン二次元コードから電子申請システムから登録してください。

パソコンURL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654>



メールアドレスの登録について

■ よくある申請誤り

介護保険事業者番号

必須

施設または事業所の介護保険事業者番号を入力してください。

※各種介護サービスごとに登録をお願いします。

※ 28 に続く番号を記入してください。

8文字で入力してください。

28

28に続く番号を記入してください。

例：事業所番号 2812345678

× 28

○ 28

■ メールアドレスの変更方法

新規登録か変更かについて

必須

今回の申請は新規登録か変更のどちらですか。

該当するものを選択してください。

☐ 新規登録

☐ 変更

「変更」を選択して申請ください。

※同じメールアドレスを複数の事業所で利用されている場合、全ての事業所番号で変更の手続きをお願いします。

介護サービス情報公表システムへの報告①

介護サービス情報の公表に係る事業所情報の報告については、県が定める計画に基づき、年1回報告を行う必要があります。

未報告事業者及び虚偽の報告を行った事業者は、介護保険法の規定に基づく行政処分の対象となるため、適切な対応を行うようお願いいたします。

＜対象事業者＞

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※ 介護予防サービスを含む

※ 基準日前の1年間に於いて、介護報酬の支払いを受けた金額(利用者負担、公費負担等を含む)
が100万円以下である場合は、報告の対象外

介護サービス情報報告システム

ログイン

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID(半角英数字)	
パスワード(半角英数字)	
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい

※ 予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同様の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

パスワードを忘れた方はこちら

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

介護サービス情報報告システムログイン画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/28/>



兵庫県
Hyogo Prefecture

介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ > 兵庫県

- 公表情報の読み解き方
- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 地域包括支援センター事業所一覧
- 全国トップへ戻る
- 介護サービス概算料金の試算
- スマートフォンアプリが登場しました！
- 介護事業所ナビ
- URL変更にもないスマートフォンナビ

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

生活支援等サービスを検索する

有料老人ホームを検索する

認知症に関する相談窓口を検索する

医療機関を検索する

薬局を検索する

介護サービス情報公表システム画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php>



介護サービス情報公表システムへの報告②

介護サービス情報の公表システムで追加された事項について

○ 事業所等の財務状況

公表を求める財務諸表：事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）

○ 一人当たり賃金（任意で公表する事項）

○ 身体的拘束等の適正化に関する取組状況

○ 業務継続計画に関する取組状況

○ 運営規程の概要等の重要事項等の情報（※法人のHP等又は情報公表システム上）に掲載（※令和7年度から義務付け）

1. 介護サービス事業者における財務諸表の公表について

- 社会福祉法人においては、社会福祉法施行規則第10条第3項第1号の規定に基づき、計算書類を公表することとされている。また、障害福祉サービス事業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1号第2号へ及び児童福祉法施行規則別表第2号第2号への規定に基づき、「事業所等の財務状況」を公表することとされている。
- 介護サービス情報公表制度においても、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する（省令改正案）。

※1 公表を求める財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）とする。（通知事項）

※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一体会計としており、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とすることとする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

2. 一人当たり賃金の公表について

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に係る個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報とすることとする（公表内容については通知で定める）。また、都道府県知事が、情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正案）。

※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形で公表を可能とすることとする。（通知事項）

※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【介護保険法施行規則の改正（案）】

（法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の六十二の二 法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

<参考>介護保険法（抄）

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

事業所等の財務状況

公表を求める財務諸表：事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）

・会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められておらず、作成をしていない場合、必ずしも報告いただく必要はありません。

（介護保険最新情報vol.1333 「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&A」問1）

※損益計算書と貸借対照表は必須です。

・財務状況がわかる書類の報告は、介護サービス事業所・施設単位で行うこととされていますが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとして差し支えありません。

（介護保険最新情報vol.1322 「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について P15）

運営規程の概要等の重要事項等の情報（※法人のHP等又は情報公表システム上）に掲載

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より引用・編集

【参考】情報公表で重要事項等を掲載する場合、入力画面の「手順3 事業所の特色」の中の法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項に当該入力項目があります。

● 法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）

※PDF・Excel・wordファイルのみ

※2MBを超えるファイルはアップロードできません

ファイル1

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

タイトル

ファイル2

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

タイトル

ファイル3

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

タイトル

介護サービス情報公表システムへの報告⑤

介護サービス情報の公表の報告を行う際、利用者のサービス選択の参考になりますので、任意の項目についてもできるだけ報告をお願いします。

【抜粋1】

● 受け入れ可能人数

受け入れ可能人数/最大受け入れ人数

2/90人

最大受け入れ人数90人中、現在の受け入れ可能人数2人です。
(2025年01月30日時点)

● サービスの内容に関する自由記述

【抜粋2】

利用者の特色に関する自由記述(自由記述:複数行テキスト2,000文字以内)

サービスの内容に関する自由記述(自由記述:複数行テキスト2,000文字以内)

サービスの質の向上に向けた取組(自由記述:複数行テキスト2,000文字以内)

取組に係るホームページURLタイトル1